

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(教育委員会事務局分)(令和6年6月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	学校ICT化推進室	270-8112	堺市立学校給食センター新設に伴う教育情報ネットワーク構築業務	パナソニックコネク株式会社 現場ソリューションカンパニー西日本社	2,992,000	R6.6.25	<p>本業務は、令和6年度に新設される堺市立第1、第2学校給食センター内に教育情報ネットワークを構築し、栄養教諭が給食指導・管理業務を行えるようにすることを目的とするものである。</p> <p>当該目的を達成しつつ当該ネットワークを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、当該ネットワークに関して既存の設定や接続状況について熟知していることが不可欠であるため、当該ネットワークを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に当該ネットワーク構成の詳細な設定や知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、重大な設定漏れが生じる可能性が増すほか、不具合時の対応が即座に行えない等、教育情報ネットワーク上の各種システム、メール、グループウェア等の安定的な稼働に影響を与えた結果、給食指導・管理業務の執行に遅滞が発生するリスクとなる。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できるものは、当該ネットワークの詳細な知識等を有する、当該ネットワークを構築したパナソニックコネク株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	生徒指導課	340-3478	いじめ・暴力防止(CAP)プログラム実施業務	特定非営利活動法人 えんばわめんと堺/ES	9,658,000	R6.6.17	<p>本プログラムはいじめや子ども同士の暴力防止だけでなく、自分の心から心を大切にすること、人権意識を育むとともに、あらゆる暴力から自分を守る方法を考えるプログラムであり、プログラムの受講を機に児童生徒が被害の相談をするケースもあるなど、高い効果が見込まれることから、当該団体に委託する。堺で長年実績を重ねており、きょうだい児童生徒についての引継ぎもでき、CAPプログラムにより子どもの命にかかわる虐待について学校、他機関と連携して対応した例もある。性被害についても誰にも相談できなかった児童生徒が、身近な大人に相談するきっかけとなった。</p> <p>本プログラムを実施できるのはNPO法人CAPセンターJAPANより「CAP活動認定書の発行」を受けた「CAPスペシャリスト」のみであり、NPO法人えんばわめんと堺/ESは堺市で唯一CAP活動認定書の発行を受け、NPO法人CAPセンターJAPANとその認定についての覚書を交わした団体である。</p> <p>従って、本プログラムは当該相手方しか履行できないので、随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	